ただきました。 重なご意見やご提言をい をはじめ議員各位から貴 発覚以来、町民の皆さん 0) 事件については、

印使用の管理・適正化に 検討し、「公金収納と公 すとともに、その対策を のあり方を根本から見直 しました。 かかる改善方策」を策定 会」を設置し、公金管理 金横領事件再発防止委員 速やかに講ずるため、「公

祥事に対する危機意識や 方策を速やかに実行して 底することにより、全庁 す。これを職員及び管理 策を取りまとめたもので を掲げたものであり、事 いくとともに、不正・不 一丸となって、この改善 監督の立場にある者に徹 結果を踏まえ、再発防止 及び部会での意見、提 件の原因調査や本委員会 えられる改善策と防止策 報告書は、現時点で考 議論など、その検討

> す。 報告をさせていただきま 回、ここに概略について を図ってまいります。今倫理観を高め、その徹底

不祥事発生の原因

そこで、再発防止策を

因と考えられます。 次のことが事件発生の原 事 件を検証した結果、

)管理者のチェック体制 の不備

1 機能しませんでした。 理者としてのチェックが な信頼があったため、管 者の元職員に対する過剰 因でした。とりわけ管理 事件を誘発した大きな原 怠っていたことが、この 織としてのチェックを を一人で行っており、組 現金という)の出納事務 出外現金(以下、歳計外 ある基金の運用や歳入歳 ての協議、報告がなく は、財産管理者に対し 基金の運用について 元職員は、会計業務で

> ②基金台帳については、 ていたこと 用状況一覧表で整理し それに代えて基金の運 基金台帳を整理せず、

③元職員が出納員になっ ④金庫の鍵については、 計管理者がいないとき が持っていたため、会 と出納員である元職員 されていなかったこと がどの基金のものかを 認をせず、また、証書 しているかどうかの確 と現在高の計数が一致 てからは、証書の金額 ができたこと でも金庫内に入ること 元収入役(会計管理者 つき合わせての確認が

⑥歳計外現金の出納につ ⑤歳計外現金の伝票等に 対する過剰な信頼が 計管理者)の元職員に 提出していなかったこ として元職員は監査に ついては、監査対象外 いては、元収入役(会

出

に改善することとしまし に沿い、今後は次のよう 次のとおり平成21年4月 公金管理及び運用基準 1日に施行した「鞍手町 する現況調査において、 公金管理の事務処理に関 委員会が全庁的に行った 公金横領事件再発防 止

①基金の整理期間につい ●基金の運用管理

③会計管理者は、 財産管 ②財産管理者は、基金の 異動通知により、 理者の送付する基金の 異動や増減を正確に基 づき行うこと 金台帳に記録すること

執行されていたこと

あったため、

元職員が

こと び社会保険料を長年に 保険事務取扱手数料及 わたって横領していた 住民税並びに団体生命 ており、源泉所得税や 納事務を一人で行っ

出すること

ては、法令の定めに基 ④会計管理者の公印 は、 管理及び押印について 会計管理者

④基金の運用管理に で実務にあたること に沿って、課・局全体 金管理及び運用基準 たっては、「鞍手町 台帳に記録すること 公

⑤会計管理者は、例月 は、不定期に監査に提 い、基金台帳について 残高証明書の提出を行 監査において証書等の

●決裁及び証書・公印の

手町事務決裁規程」及
①決裁については、「鞍 る規則」を厳守するこ び「鞍手町会計管理者 事務の補助執行に関す び町長の権限に属する の権限に属する事務及

改善すべき事項

③証書の管理については ②金庫の開閉について 時は、出納員)に限定 本確認を徹底すること 行い、併せて証書の原 台帳の照合を不定期に その際には証書と基金 会計管理者が行うが、 の職員で行うこと 公印の持ち出しは複数 し、金庫からの書類・ は、会計管理者(不在

(不在 0) きます。

時は、 すること 出 [納員) に限定

⑤公印の管理に ること 管理者(不在時は、 は、「鞍手町公印に関公印の管理について 長等)が行うこととす 理及び押印は課・局の 徹底を図り、公印の管 よう課・局職員に周知 する規程」を遵守する

①現金出納補助簿を作成 ●歳計外現金の管理

③一時預かり金ではある ②出し入れについては、 すること が、例月監査の対象と 複数の職員で行うこと すること

④収入・支出命令につい うこと 裁規程」に基づいて行 ては、「鞍手町事務決

●チェック体制の確立

とともに、チェック機能 処理ミスが未然に防げる については、不正や事務 員の意識改革を行ってい の確立や公金に対する職 ような仕組みを構築する 現金等を取り扱う業務

マニュアルの作成

はほとんどの部署で作成 続きに関するマニュアル 公金管理の事務処理手

庁的な指針となる「公金 きや処理を行うため、全 があり、公金横領事件再 収納事務の取り扱いマ 作成しました。 取り扱いマニュアル」を の取り扱いについて、統 発防止委員会では、公金 ニュアルを作成する必要 回避するためには、公金 的なルールによる手続

●公金取り扱いマニュア ルの骨子

対象とする公金の取り扱 保管、納入、記録等を各 いについて、収納、集計、 ことを目的としていま クできるよう工夫してい 管理段階で確実にチェッ ている諸手続を踏まえ、 法令・規則等で規定され す。その内容としては、 公金等を厳正に取り扱う チェック体制を確立し、 の取り扱いに関して、 マニュアルは、公金

再発防止策

きます。

システムの確立や公金等 欠です。 の厳正な管理が必要不可 は、今後の内部チェック 再発防止対策につい 7

今後は、

全職員が防

止

H

り組みます。 め、次のことについて取 ればなりません。そのた 着実に実行していかなけ 策を速やかに具現化し、

されておらず、リスクを

危機管理の徹底

理意識が欠如したことに は、 を持たなければなりませ 機管理への強い問題意識 守の徹底はもとより、危 職員一人ひとりが法令遵 要があります。併せて、 織へと再構築していく必 管理の徹底が図られた組 令遵守及び組織内の危機 発を防止するためには法 す。よって、不祥事の再 が原因の一つでもありま 機能していなかったこと の欠如、内部統制環境が きなかった組織や危機感 ありますが、チェックで を扱う公務員としての倫 不祥事が発生した要因 元職員に公金や公印

ず持つ必要があります。 自己の課題として自覚 人の課題としてではなく 不祥事防止のために 断・行動・対応するこ 職員は危機管理を他 次の行動意識を絶え

①常に町民の立場から判 ②事務を行う中で手続き 等を十分に確認し、

> ③書類の確認等について に基づき厳格に行うこ 常的な点検を行うこと は、「鞍手町財務規則」

⑤「公金取り扱いマニュ ④内部調査については、 な公金管理を徹底する アル」に基づき、確実 ること 取り組み状況を確認す 理手順など課・局での 不定期に行い、事務処

⑥「鞍手町公印に関する な公印管理を徹底する 規程」に基づき、確実

こと

職員の意識改革

チェックが十分に機能し ました。加えて、内部の 因です。 るコミュニケーションが きたことや、職場におけ 識や、認識が欠如してい 取り扱っているという意 職員の意識の中に公金を 不足していたこと等が要 正使用・公金の横領がで の意思により、公印の不 ておらず取り扱い担当者 今回の事件は、まず、

止め、 を自らのことと重く受け たことではなく、職員一 人ひとりがこうした事態 一部の所属課で起こっ 危機感を持って意

> 内容の把握や確認を行う 処理することなく、その は、文書引き継ぎのみで

職務遂行の公正さに対

をはじめとした各種 象とした法令遵守研修 とともに、全職員を対 修を実施し、 ればなりません。 対策を確実に実行しなけ 識改革を行い、再発防止 再発防止策を周知する このため、全職場に 服務規律

します。 ●内部チェック機能の強

引き続き、所属長や担当 る不正リスクの検討を行 状の不備により予測され 的な事象やミスの洗い出 展したかもしれない突発 者が集まり、不祥事に発 います。 しを行います。また、現 不祥事防止 のために、

●事務引き継ぎの徹底

権及び基金等について する必要があります。 管理・運営に関して理解 等を把握するとともに、 管理の徹底とそれを後任 に、公有財産・物品・ のではなく、法令・規則 任者は単に説明を受ける 者に確実に引き継ぎ、後 事務引き継ぎは、文書 特

確立に努めることと 研 ます。

行しました。 月24日に「鞍手町職員の を目的として平成21年11 民の信頼を確保すること う職員の意識を高め、 祉の増進に奉仕するとい 公正さを確立し、町民福 倫理に関する規則」を施 項を定め、職務の執行の の確立に資する必要な事 職員の職務に係る倫理 町

ければなりません。さら 他の職員の模範とならな は、第5条「管理監督者 せん。また、管理監督者 保に努めなければなりま 務に対する町民の信頼確 準」の規定を遵守し、 び第4条「倫理行動 3条「基本的心構え」 の倫理に関する規則」第 の責任」の規定を遵守し、 職員は、「鞍手町職 及 公 規 員

人事異動の徹

置することがないような にわたって同一職場に配 職員については、長期間 ら、特に現金を取り扱う の活性化を図る観点か 人事異動を行うこととし 職員の意識改革や職

●職員倫理の確立

る原則」の規定を遵守し、 害関係者との接触に関す 職員は、第6条「利

債

を裏切らないという強い 及ぼすことを、重く受け 行にあたっては、法令等 に関する原則」の規定を 決意のもとに、地方公務 止め、二度と町民の信頼 民の信頼に大きな影響を 動が公務全体に対する町 立ち返り、職員自らの行 携わる職員として原点に ないこととしています。 確に処理しなければなら 遵守し、その管理及び執 条「公金及び公物の管理 為をしてはならず、第7 る町民の信頼を損なう行 の規定に従い厳正かつ的 今後は、町政の推進に

より一層公務精励に努め 守、服務義務について今 まで以上に注意を払 員としての規律や法令遵